

14) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者)

家族再統合も含めて今児童相談所に求められているニーズに十分対応するにはどれだけ職員を増やせばいいのかということは非常に大きな課題である。その課題解決のために、昨年度から子ども家庭総合研究所のほうで児童相談所の業務量分析(タイムスタディ)を実施している。昨年度は各業務の現状というのを把握した。同じことを8年か9年前に柏女先生が、その8年前に網野先生が実施している。例えば柏女研究では障害相談1件にかかる業務量を1とすると、養護がたしか5.3、非行が8.0であった。つまり同じ1件の業務量であっても、非行相談の場合は障害相談と比べて8倍の業務量がかかっているということがいわれていた。今回も同じように障害相談を1として、各種別の相談の業務量がどれだけ違うかを比較したところ、養護相談が格段に多いという結果となった。さらに今回の調査では、養護相談のなかでもとくに虐待相談が多いだろうということで虐待相談を切り分けて把握したところ、虐待が15~16になった。しかも、児童福祉司、心理職も前回に比べて実働時間も平均1時間増えている。このような業務全体の把握というのを昨年おこなった。

今年度は家族再統合について取り組んでいる。家族再統合についてはほとんど取り組まれていないが、取り組みを行っているいくつかの児童相談所へのヒアリングなどをして実施している。そこから家族再統合をしっかりと実施していくためには、どういう組織で、どれだけの人数がいるのかということをはじき出して提言していこうと思っている。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

あまり細かく児童相談所などに意見を聞いたわけではないが変化はあったように思う。やはりこれからは児童相談所と市町村の連携・関係のあり方は非常に重要なと思うので、その点を市町村や児童相談所の人に尋ねてみた印象である。

27) 岩佐嘉彦 (弁護士)

大阪府の子ども家庭センターとの関わり(かなり間接的かかわり)、大阪市の審査部会に月に2回程度関わり、兵庫県からたまに相談を受ける関わり、厚生労働省の研究会でいろいろ人の話を聞いたこと、これらが私の基礎データである。これらの基礎データから話をしたい。

2. プラスの変化

3) 柏女靈峰 (淑徳大学・大学関係者)

プラスの変化としては、具体的に取り組みをいろんな市町村支援の方法をやっているということである。たとえば、市町村の職員研修は当然のことであるが、相談担当のマニュアルを作成したりとか、ケース検討会議を開催するとか、児童相談所のケース検討会に参加してもらう、

児童相談所にたとえば1週間なら1週間、研修に来てもらう、それから、市には家庭児童相談室はほとんどあるので、特に、町村部に重点化して同行訪問したりするものとか、後は児童相談所の虐待担当に保健師をおくなどである。保健師は市町村にもいるので、同じ価値観で仕事ができる。そういう保健師を配属させて、市町村保健師と連携をはかる。あと、児童相談所に市町村支援担当係や、係長をおいたりしているところもある。出前研修で要望があればどこでも市町村の研修に出向く。あと、区域ごとに児童虐待対応チームを作る。つまり児童福祉司の担当と市町村の担当者と主任児童委員とか児童委員とかをいれたチームを作つて必ずチームで動くとか、虐待の場合に。そういういろいろな工夫が行われてきているのはプラスの変化である。これは法律で市町村に対する情報的支援、技術的支援をしないといけないということが児童相談所の本来業務になったということと関係する。それはプラスの面の変化である。

5) 芝野松次郎 (関西学院大学・大学関係者)

目に見えての変化はあまり感じないが、たとえば神戸で近畿地区の児童相談所の研修会が行われた際に、「親支援のあり方」をテーマとしたシンポジウムが開かれた。そのような場で語られることに関しては、若干プラスの変化が見られるようになったと考えられる。これまでの児童相談所の視点というのは、家庭復帰や子どもの自立、要支援家庭というところにあったと思うが、地域の児童養護施設との連携が語られるようになってきた。子どもたちが本当に成長できる場所をしっかりとと考えながら援助していくう、そのためにはその環境である親を支援しようという観点からの話が出されるようになってきた。

7) 竹中哲夫 (日本福祉大学・大学関係者)

まず前提として児童相談所にも、主として都道府県のようにいくつかの児童相談所でチームとなって動いているところと、単独で動いているところがある。このような条件に応じて評価も変わってくるが、全体として児童相談所が本当によくなつたということはまだ言えない。ただこの法改正により、児童相談所は消極的になっていくのではないかと危惧していたが、現段階ではやや積極的になった印象を受けるので、そこはプラスだと思う。各地の児童相談所の動きを聞いても大体同じようなものである。全般的には悪くなつてないと思う。心配したほどには機能が低下せずに現状維持ができていると見て良い。

名古屋市の2006年度予算案では2つめの児童相談所を作るための設置調査費が計上されたと報道されている。現在名古屋市は人口210万人で1か所しかないが、国の基準で言えば50万人で1か所なので、本来なら4か所ぐらい必要である。そう考えると現時点では現場に相当の負荷がかかっていると考えられるので、この動きはいい方向に向かっていると思える。ただこれが法改正によって出てきたもののかどうかというところで、評価も変わってくる。私の印象では2005年4月の改正法施行によって出てきた変化というよりは虐待対応で内外から様々に問題提起をされているところから出てきたような気がする。

全国的には児童相談所の数（2005年4月現在187児童相談所）も充実の動きにあると見て良い。私は250～260か所ぐらい置いたらいいとは思うが、今の流れでは遠からず190か所を越えるのではないだろうか。

8) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

どこの児童相談所でも様々な形で組織の再編成をやっているようである。京都市の児童相談所でも虐待のものの編成を変えて、緊急対応のチームを虐待対応のチームとして設定してたので、そのチームが京都市内の区域を担当していたのだが、児童相談所の地域担当と同じように虐待対応の方のメンバーに担当地域性をとらせるシステムを作り、細かい健全育成、障害相談を市町村がやるようになったから、児童相談所が虐待の対応に特化しつつある。京都市の児童相談所は、虐待通報など初期対応がとても組織的になりつつある。外部から批判していた人も良い評価をするようになった。しかし、京都府はあまり動きはないし、時間がかかりそうである。

10) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

児童相談所の動きに変化があったことが前提の問い合わせになっているが、知っている範囲で言えばドラスティックには変わっていない。一部の児童相談所では相談件数が減ってはいるが、増減があまりないかむしろ増えているところもある。

児童相談所が受ける相談については、特にここがこう変わったということはない。

児童相談所の内部の動きでいえば、ネットワーク活動については一定の前進がみられていたというプラス面がある。

11) 家常 恵（徳山大学・児童相談所関係者）

児童相談所の職員増員と職員の質の問題については、現場も考えて進めている。大阪府の場合、特に経験が乏しい職員に対しては研修に力を注いでいることや、大阪府内の7か所の児童相談所の質の均等化を目指している。

12) 家村昭矩（市立名寄短期大学・児童相談所関係者）

児童虐待防止法・児童福祉法の改正を受けて、今年度から道が管轄する児童相談所（8か所）は、虐待専掌の児童福祉司を各所1名から2名体制に増員し、広域での即応性、保護者支援などを含めた機能強化を図り、市町村との連携に努めている。また土、日、祝祭日に女性職員（非常勤）を配置し、一時保護体制の充実と、市町村、地域からの相談、連絡などに対応する機能の充実強化を図った。

14) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者)

児童相談所というのは都道府県格差が大きいので一概に言えないという前提にたって、あえてプラスの変化といえば、家族再統合に向けた援助の必要性というのが児童相談所側に認識されてきたということである。

2004年の児童福祉法改正で、28条について有期限制、更新の制度となり、児童相談所として保護者に対してどういう援助計画をつくったか、それに基づいて保護者にどう働きかけたか、それに対して保護者のほうはどうであったかというような家族再統合に向けた援助が児童相談所に求められるようになった。このことにより家族再統合に取り組まなければならないということが児童相談所職員の実感として受けとめられるようになったのではないかという感触がある。

いくつかの児童相談所では数年前からすでにそういう取り組みがなされているが、今回の改正で大きな弾みがつくのではないかと考えられる。また、早速この春頃から再統合チームを設置する動きが具体化してきている都道府県もある。今まで虐待の初期対応の虐待対応班というのは設けられていたが、再統合チームを設置する動きが具体化してきたことは大きなプラスの変化である。

15) 木村百合 (大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者)

大きく変化はしていないが、小さくは変化している。市によって動きが全く違うので、市がよくやっているところは児童相談所の動きもそれに合わせて変化している。

いろいろなところで子どもの相談を受けることができる。

相談の窓口が増えたことで、いろいろなところで相談を受けることができるようになっていいる点がプラスの変化であり、府民、市民にとってはいいことではないかと思う。また、市にはいろいろな相談がいくよくなつた。児童相談所にとっての変化をみてみると、大きくプラスかどうかは分からぬ。軽微なケースについては市に援助を依頼するなどできればいいが、まだそこまではいっていない。

市と連携しながら対応するので戦力が増えた。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

児童相談所にとって、一緒に動くパートナーが増えたという意味ではプラスになると思う。ただ滋賀県の特殊事情として、法改正以前から町も一緒に動いてきたので、質的に大きな変化はない。滋賀県独自の従来の活動が法定化されたことはプラスの変化である。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

従来より「家庭児童相談室」を設置して対応していた自治体とそうでない自治体がある。家

庭児童相談室を設置していた自治体においては、特に大きな変化はないと考えられる。ただし、設置せずに対応してきた自治体においては、変化は出てきている。変化は、必要な人員が配置されているかどうか、児童相談事業に対する意識が高いかどうかで異なっている。

児童相談所においては、今回の相談支援体制に対する意識の変化はあると考える。ただし、自治体によって対応は異なっているのが現状である。このことに関して、この1年だけで評価することは難しく、少なくとも3～4年は必要である。

自治体は、まず意識を変革させていく必要があるが、現在のところその明確な体制はなく、意識変革の役割は児童相談所に委ねられているといってよい。児童相談所は、技術的な後方支援に加えて、意識的な後方支援も求められるだろう。本来、市町村がすべき人材育成にも児童相談所が担っていかざるを得ない状況がある。変化と同時に、それに派生する問題への対策も進めていく必要性がある。

18) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

今まででは児童相談所自身がなんでも引き受けないといけないものだと、まわりからもそう期待され、また自分たちでもそう思い込んでしまっている、思い込まざるを得ないというところがあった。しかしそうではなく、自分たちの仕事をきちんと検証したうえで市町村に任せるものは任せる、あるいは任すことが難しいとしても任すことができるよう環境を整えていく、連携の方法をきちんと考えていく。そのように、できるだけ自分たちの仕事もきちんと整理していくことういうなかで、児童相談所がすべきことに対してきちんと取り組んでいかないといけない。そのような意識の変化はプラスの変化だと言える。

21) 喜多一憲（名古屋キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

市町村が相談ケースを対応していくことについて児童相談所の立場としては歓迎であるかもしれないが、難しく深刻なケースは児童相談所に転送されるだろうという危機感もあると思う。児童相談所の相談の件数が極端に減るということはないと思う。愛知県の場合、最近の業務概要や実績についてはよくわからないが、市町村との絡みの中で、プラスの動きがあると感じられる。

23) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

A県（施設所在地）内の児童相談所には、ほとんどプラスの変化は見られない。

25) 濱田多衛子（光の園・児童福祉施設関係者）

2か所ある児童相談所の配置人数が増え、変化したといえる。特に児童相談所に対して良いイメージを持っている経験豊かなケースワーカーが自ら手を挙げ配属になった。そのため児童相談所が以前よりゆとりができ、施設側としても少し楽になった。クライエントに対して温か

みのある対応が感じられるようになり、ケースに係わる関係機関の意見等を大切にする姿勢が感じられるようになった。

27) 岩佐嘉彦 (弁護士)

回答するのが難しい設問である。4月以前と4月以降での変化を特に児童福祉法改正とのからみから指摘することは難しいというのが率直な感想である。やや外にいる人に見えるほどの動きを確認しにくい。結局、もともと大阪府もそうだが、各市町村も、基本的には「ネットワークを強化する」ということで作業をしていて、法改正をまたいで引き続いているので、それ自体の顕著な動きを言うのが難しい。だが、大阪市の今年の社会福祉審議会（親会）の報告を聞いていると区レベルでの対応を意識はしているようである。なので、児童相談所の側でも市町村なり区なり対応についての意識を高めようということが、3月以前からあったそのような意識が法改正を期に少し強くなっただろうなという程度である。だからといって、市町村や区の体制が4月を境にかなり成長した部分があるから、児童相談所の動きがかなり変化したということはない。意識は強くなっているし、そういうことを取り込もうとはしているということはわかる。

28) 峯本耕治 (弁護士)

児童相談所自体としては、プラスの変化は、あまり感じられない。ただ、市町村の積極的な取り組みが行われ始めたところでは、適当な役割分担でネットワークが機能し始めているところもあるのではないかと思う。

3.マイナスの変化

3) 柏女靈峰 (淑徳大学・大学関係者)

マイナス面の変化は、これは明確にいえるかどうか別にして、感覚的な問題だか、児童相談所が手を引く、つまりこれは市町村の問題だからということで手を引いてしまうという傾向があると思う。前提としてはやはり市町村を中心とする児童相談体制の助走が始まったという感じである。市町村の実力をつけるための一歩というふうに思う。ただし、権限は都道府県に残したままなので、動きは鈍いということであると思う。

5) 芝野松次郎 (関西学院大学・大学関係者)

ケースによっては長期にわたっての援助になってきているのにも関わらず、ワーカーの人数が少ないためにより負担が大きくなっている。「本来子ども一人に対しきちんと対応しようと思えば、一人3～4ケースが限界である」と言っているワーカーさんもいる。一人の子

どもに関わる際に、役割分担を明確にして、児童養護施設や民間機関など、他機関との連携をしていく必要がある。

残念な点としては前回のヒアリングでも述べたが、パーマネンシーということが深く考えられていない。子どもの自立支援や家庭復帰といつても、場合によれば家庭に帰らない方がいい場合もあり、そこを見分けないといけない。家庭に帰さない方がいいということが判断できるような場合には、代替家族などを考えるなど、その子ども自身のパーマネンシーを保障しなければならないが、そのプロセスがはっきりしていないので、法律の中にきちんと組み込んでほしいと思う。

7) 竹中哲夫 (日本福祉大学・大学関係者)

一部の児童相談所で、市町村側の準備がまだできていないのにやや強引に業務を押しつけようという動きがあると聞いている。叱咤激励をしている意味合いもあるのかもしれないが、私が見ればやや強引なやり方だと感じるところもある。

8) 津崎哲雄 (京都府立大学・大学関係者)

今は何をどう変えても児童相談所にはプラスであると考えられる。それが私のスタンスである。法改正は実に期待できる。やり方次第ではものすごく良い方向に向かうと思う。法改正に対する専門家の意見は、割合全面的に賛成はできないこともある。実践現場の方で細かい改善を少しずつ積み重ねて行こうとする人はそうかも知れない。児童相談所を民営化しても良いという思うが、少なくとも、韓国のように、家庭養護促進協会のような民間機関が里親委託をほとんどの部分行うように、児童相談所の里親委託機能は民営化していくべきである。

11) 家常 恵 (徳山大学・児童相談所関係者)

虐待のケースは児童相談所に止まらず、迅速に現場に足を運ばないといけない。児童福祉法改正によって児童相談所から市町村の相談体制作りに対する技術的な指導や市町村職員を対象にした研修などで、児童相談所の負担がかかっていることは当然であるが、児童相談所そのものに余裕はあまりないし、市町村にまで力を注ぐことは簡単ではない。

児童相談所は、虐待のケースに対する責任を問われる場合もあるので、体制自体の強化も大切である。既に児童相談所は、各市においての虐待ネットワークに参加しているところもあるが、家庭児童相談室で虐待対応体制の整備に関する相談を児童相談所に、どのように対応していくのかが負担になるだろう。軽い虐待ケースについて市町村が対応していくことに関して、児童相談所とのケースの線引きをこれからやっていかないといけない。どちらも譲りあうことでは、責任の所在が曖昧になるだろう。

12) 家村昭矩 (市立名寄短期大学・児童相談所関係者)

あえて言えば、職員の増員に伴う人事異動により児童相談の未経験者が多く配置されることや、2～3年で他部署への配置換えを希望する職員の増加により、児童相談所職員の専門性の希薄化を懸念している。とりわけ道では児童福祉司は役付職であるため、40歳を過ぎて配属される者が多く、自己研鑽を積むことが困難な状況もある。

14) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者)

マイナスの変化というか、虐待相談の数が減ることによって児童相談所の人員が削減されるのではないかという懸念がある。

ある児童相談所では、今年度は虐待相談の数が去年の同期と比較して2割から3割減少している。おそらく全国的にも減少すると考えられる。この要因としては、市町村のほうで比較的軽度のケースを対応していることによるものと考えられる。これはよい傾向であるが、虐待相談の数が減少したことによって、せっかく今まで増員が図られつつあるのにそこでストップして、むしろ児童相談所の人員が削減されるのではないかという懸念がある。改正前で十分な配置状況であればまだしも、厚生労働省令が改められて増員が図られたと言っても、実態からすると焼け石に水で、諸外国と比べると格段に少ない。まだまだ増やさないといけないのに、ただケースの数が減少したからといって、それで児童相談所の人員が削減されはしないかという懸念はある。

さらに、今後間違いなく家族再統合に向けた取り組みが求められてくる。これに本腰を入れて取り組めば非常に大きな業務量になる。人員を削減するというのはとんでもないことであるが、そういう懸念はある。

また、市町村が一義的窓口となり対応していくということを形だけとらえて、なんでもかんでも市町村に押しつけるというような動きも一部感じられる。

15) 木村百合 (大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者)

【連絡調整の業務増加】

市で聞いた相談を、児童相談所で再度スーパーバイズの形で二重に関わることになるため業務が増加し時間もかかるようになった。また、今まで市町村からの相談も含めてスーパーバイズしなければいけなくなった。しかし、過渡期であるので、市が力をつければ独自にできるようになると思われる。現在、市のほうで力をもっているところでは、むしろ援助の充実ということでプラスの変化となっているかもしれない。

【相談窓口が分かりにくい】

相談窓口が広がって、あちこちで相談を受け付けるようになり、どこに相談していいか市民

にとっては分かりにくいかもしれない。しかし、児童相談所が市をスーパーバイズし支援することが多くなつたため連携は深まつたと思う。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

「後方支援」と言われたとき、果たして児童相談所と市町村の専門性に明確な差があるのかどうかと感じる。児童相談所の専門性をいかに高めるかが課題になってくるのではないか。児童相談所は合議制なので、いろいろな意見が出てある程度の専門的な判断のレベルは確保できる。ところが各担当のなかには1年目の人もいるので、市町村のほうがいい判断をすることもある。市町村はまず自分のところで考えるが、専門的なアドバイスや支援を児童相談所に求めてきたとき、それを十分に提供できていないかもしれない。そこが児童相談所にとっても市町村にとってもマイナスなのかもしれない。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

あえて言うのであれば、「家庭児童相談室」がなかったところに関しては、人材育成を含めた後方支援業務が忙しくなつたなどの混乱が生じていると考える。ただし、この部分においては、今後、適切な人材配置などの整備が進むにつれてマイナス面から、プラスの面に移行していくと考えられる。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

マイナスになるかどうかはわからないが、市町村との関係が今までよりは若干ぎくしゃくしていると耳にすることも少しある。というのは、たとえば児童相談所にしてみれば今まですべて引き受けたが、これからは市町村に「この部分についてはお願ひしたい」というように言語化していくと、市町村は今まででは協力してくれてよく動いてくれていたものが、市町村には児童相談所は少し冷たくなつたという受け止められ方をしてしまう。ただし、このようなことは移行期なので当然のことであるように思う。気をつけなければいけないことは、子どもやケースそのものが間で落ちてしまわないようすることである。

各々のすみわけは個々が努力しているところである。児童相談所の所管区域に複数自治体があるとすると、それらの自治体に合わせた連携のあり方を個々に考えていかないといけない。歴史的背景、資源、組織などは皆異なるので、児童相談所にしてみると大変だろう。法律は改正されたとしても、具体的には各自治体に任せられ、決まつたやり方はないのでそういう形でやらざるを得ない。

判断が困難な重篤なケースの扱いなどについてどうしているかということは、特に個別には話を聴いてはいない。というのも児童相談所にすれば虐待ケースの通告があれば動くのは当然なので、そのうえで、差し迫つた危険がない、地域資源活用でかなりカバーできるのではない

かということであれば、その段階で改めて市町村にお願いすることになる。市町村に通告が入ったときに、市町村レベルで関わっていけばいいのか、児童相談所に入つてもらうほうがいいのかという判断が迷うところなのだろう。そのあたりの判断基準は、児童相談所の場合は軽いものから極端に重いケースまでのなかでいろいろなノウハウがあるのは当然のことである。それがどれだけ市町村に伝わるかということが大切だ。今までも児童相談所以外ではなぜ分離しないのか、一時保護しないのかといわれることは多かったが、それと似たようなことはまだ当分起こるかもしれない。

21) 喜多一憲 (名古屋キンダー・ホルト・児童福祉施設関係者)

児童相談所の安堵感と危機感が感じられる。愛知県においては中核市も児童相談所の設置は出来ていない。県が今までの体制からを引いてしまうのではないかという危機感がある。現実的には外圧としての方向に流れているとは思う。

23) 側垣一也 (三光塾・児童福祉施設関係者)

A県では、3～4年前から専門職採用が増えたが、経験の少ない職員が増えたことにより、相談対応への体制はかえって下がっている。これから体制強化に期待したい。また、児童虐待や非行への対応に特化しても、変化は見られない。

24) 伊達直利 (旭児童ホーム・児童福祉施設関係者)

機能が麻痺を始めているように見える。児童相談所は、市・区との受け入れケースの住み分けが不十分なため、現段階において市・区が見ることの出来ないケースを全て引き受けている。しかも、そのケースを実際に送ることが可能な社会資源（一時保護所・入所施設・在宅ケア対応施設等）も少ない上に、現在空きが無く、実際にケースマネジメントすら出来ない状況なので、各ケースをマネージメントしていく児童相談所として果たすべき役割が果たせていない。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)

児童相談業務が市町村におりてきたが、市町村も慣れていない上にケースワーカーを育てるという視点で取り組んでいるところである。しかし、その中で個人情報保護法が施行され、社会的養護の面でゆきすぎているのではないかと感じることが多々ある。明らかに変わったと思う点は、昨年までは、重たいケースに対しては以前の児童虐待防止ネットワークの会議を開き、法律の専門家も加わり対応の仕方についても共有しながらケースをみていくということを行なっていたが、それがこの4月以降、パタッと止まった。情報を流されたくないために、例えば一時保護やショートステイをする場合も、施設側が受けると言わない限り、具体的なケースについてや名前も言わないといった状況で、施設で抱えられるケースなのか児童相談所に繋ぐケースなのか判断がつきにくくなっている。

これまで別府市が抱えているケースのほとんどを把握できていたが、今はほとんど把握できていない。

27) 岩佐嘉彦 (弁護士)

マイナスも、厚生労働省の研究会の議論を聞く範囲では、どちらともいえない。端的に私が心配しているマイナスは、児童相談所が逃げ腰になること。市町村が第一次窓口だということにして、市町村からみるとこの法改正を期により児童相談所が遠い存在になる。もしくはそれにからんで、児童相談所は専門的な分野の難しいことをやるということだが、市町村と距離ができることで、逆に専門性が失われてしまうのではないかということを危惧している。

28) 峯本耕治 (弁護士)

虐待ケースの全てについて責任を負っていたこれまでと異なり、法律上、困難ケースや市町村の後方支援に責任が限定されたことにより、児童相談所としては少し腰が引け気味かなという風に感じることができてきている。例えば、基本的に、在宅指導ケースについては市町村中心でするべきだという雰囲気が感じられる。市町村ネットワークがしっかりとしており、児童相談所と市町村と一緒に動いていこうという雰囲気のある市町村については、より一層機能の充実も期待できるが、もともと動きのなかった地域では、そのことを理由に、児童相談所が動かないことを正当化していきそうなケースがあると懸念を感じている。また、学校が積極的に対応しているケースについては、児童相談所にも動いて欲しいというニーズが高いが、なかなか応えてもららず、不満が高まっている。特に、ネグレクトケースについては、そうである。学校の意識が高まると、児童相談所に対する不満感も高まってきてているように感じる。

在宅支援ケースに関しては、子どもの居場所作りや保護者への対応・支援面において学校が果たせる役割は大きいので、アセスメントやプランニングの段階から、専門的なアドバイスや児童相談所の背後からの支援を受けながら、学校側が自分たちで対応できるようにするためのサポート体制を築くことが効果的だと思う。深刻なネグレクト等、分離を念頭におきながらも、とりあえず在宅支援によって対応していくケースについても、当初のアセスメントやプランニング段階から児童相談所等との連携が必要となるが、児童相談所が腰が引けてしまうと率直な話ができなくなってしまう。

ネットワークが機能してくると、市町村が窓口となって、そこから学校→教育委員会→ネットワーク事務局へと連絡しながら、児童相談所のソーシャルワーカーと連絡調整会議を持つなどして、コーディネートされた働きかけをしていくことができる。しかし、実際にはネットワークも機能していないところが多く、結局、学校が直接、児童相談所にケースを持ちかけるしかなく、児童相談所も構えてしまって動きが鈍く、相互不信だけがつのるというようなことが起こっている。市町村のネットワークが機能し、調整をしていくことが必要だろう。

4. 全体としての評価

1) 綱野武博（上智大学・大学関係者）

まだ改正法施行後間もなく、本格的に評価する段階にはない。現状は、児童福祉に積極的な姿勢を探る市町村で、相談体制を確立する重要性や要保護児童対策地域協議会との関連で児童相談体制の強化についてのモチベーションが高まるきっかけになっているのは間違いない、プラス面としての評価をすることも可能であろう。ただ、市町村と児童相談所との関係がどこまで構築されているかの点でいうと、どういう連携の取り方をとっていくかという課題がある。制度改正をきっかけに、今後虐待への幅広い対応機関として、児童相談所以外の組織とか、専門スタッフが充実される可能性はあると考えられよう。

全体の評価として、市町村の児童相談センター機能が立ち上げるには、まだまだ土壌ができるがっていない。法改正から動き出したばかりなので、変化はまだあまりない。市町村の腰が重い。統合で市町村の数が減っている中で、高齢者の対策、介護保険の変化、そして子ども子育て応援プラン等の中で課せられている職務が多い。スタッフ強化の面では、ソーシャルワーカー（児童福祉司）の枠が広がった点は、いい方向として期待している。児童相談所が現状で対応している問題から考えると、医療、保健、保育などを基盤として児童福祉司が広がることは、社会福祉の底が広げるという点では評価できる。増員、特に児童福祉司を増やしていくという点では、流れとしてプラスの変化となっているのではないか。

他の職種についていたベテランなどが増員されるべきであろう。いずれにせよまだ半年で変化の姿がとらえられるということではなく、2年間くらい見守る必要がある。さらに、都道府県レベルでの対応体制を考えたときに、要保護児童地域対策協議会で児童相談所が中心になれなかつたときに、よろず相談でいいのかという点について根本的な見直しがなされつつある、専門職の増員という点では、今のままの体制では大きな変化はない。これをきっかけとして日本型児童相談体制がどちらに特化するかになる。下手をすると、行政措置の部分も、臨床の部分も中途半端になる懸念もある。児童相談所を行政のレベルで児童相談体制、法改正の意義を踏まえて理解してくれている行政職員はまだ少ないのではないか。例えば大阪府では、かつてより福祉職と行政職の交流を始め、先駆的になってきたが、それでもまだまだ問題がある。従って全体に、一般行政職に浸透していない。さらに役割が都道府県、市町村に分散して、全体的に弱体化することは懸念される。

私の考えでいえば、特に知事部局を含めて、児童相談所は子どもの権利擁護のセンターという方向で充実が図られていくべきか、あるいは児童相談所とは別にもっと強権的な行政権限をもって、親にも介入できる機関を都道府県レベルで別なものを作るか。これから議論される部分であろう。

2) 大嶋 恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

要保護対策地域協議会については、神奈川県はすごく盛んで、全国平均30%くらいと聞いて

いるが、おそらく2005年度中に90%近くの市町村で、そういうシステムを立ち上げていくと思う。中でも県の児童相談所のある中核市、横須賀市とか、相模原市のようなところは職員が、県の児童相談所に研修を受けにいっており、積極的に取り組んでいる。もちろん中核市として、児童相談所を立ち上げる予定であるが、そのような地域では地域対策協議会が積極的に活動していくことも可能になると考えられる。

一方、一時保護施設が揃っていない市町村があるという問題があり、横須賀市のように、とりあえず市内にある児童養護施設を活用するという形で対応していくことになるのであろう。今後は、一時保護施設を整えて本格的な児童相談所の機能をもたせるという積極的な動きになることが期待される。

4) 加藤 曜子 (流通科学大学・大学関係者)

児童相談所の中でも、市町村でやらなければという意識で活動しているところや、指導し、市町村の体制づくりを非常に強化しようとしているところ等さまざまである。児童相談所から助言が欲しいのに、してくれないという不満も出たりしている市町村もある。しかし、児童相談所の中には後方支援だけではなくて、一緒にやっていく必要があると感じているところも多々あるので、今は体制づくりとして一緒に取り組んでいく段階がベストかなと考えている。法律が変わったからといって、児童相談所が専門的力量が高く重いケースしか対応しないということではなくて、市町村の対応力が育つまでは一緒にやっていこうという姿勢が求められるのだろう。児童相談所の動きでは、親ケア、親教育の体制をどのように取っていくのかが検討されてきている。これは第28条の保護者指導勧告を受けたものである。児童相談所内でグループケアを試みたり、外部へ委託するなど方法はさまざまである。さらに、性的虐待についての司法面接をどうするのかといった、より深刻な専門的な取り組みについての関心も高まりつつある。

6) 高橋重宏 (東洋大学・大学関係者)

全体的な評価としてははっきりとはいえないが、非常に大きな問題は、児童虐待防止法改正が早く改正されたのに対し、児童福祉法改正は遅れたという点が挙げられる。市町村は次年度予算を8月頃に決めるが、通知が出されたのが2月である。この時間のズレのせいで、市町村は新たな財源を手当てできず、新しい人材や予算がつかないなかで相談を受けていかなければならないという見切り発車的な形になってしまった影響は大きい。市町村も財源的には非常に厳しい状況のなかで、来年に向けてどうなっていくのであろうか。

7) 竹中哲夫 (日本福祉大学・大学関係者)

全体として児童相談所は、法律改正以前の機能を基本的には維持している。一部ではそれにプラスされている児童相談所もあるし、消極面が見られている児童相談所もある。

質問からは逸れるかもしれないが、青森県では平成11年度段階で3つの児童相談所だったのが、平成14年度段階で6つの児童相談所に増設した。また兼務職員なども入るので数字ははつきりしないが、児童福祉司も16人だったのを50人以上に増やしたとされている。そうなると、職員の燃え尽き気味という現象は改善の方向に向かっているということである。複数での取り組みが形だけのものではなく、内実的にできているし、複数での訪問調査もきちんとやっている。在宅での指導が充実してくるので施設入所の件数も減る。早期対応が比較的できるようになってくるので、重い内容のケースが減ってきているという話もある。この青森の例は他都市の児童相談所ではなかなかできない取り組みであるが、そういう風にすれば成果が上がることがわかった。今までの体制の児童相談所だけが頑張ればいいという話ではなく、体制がきちんと整えば変わることができるという話である。あえて言えば、児童相談所体制を思い切って改善・拡充すれば、市町村児童家庭相談と言わなくても、かなり状況はよくなつていけるのではないかだろうかということである。

8) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

児童相談所の組織的な変化はあるが、担当職員意識の変化は別問題である。京都市は専門職採用ではないため、専門職に関しては、地方自治体の人事政策が課題として残っている。

今まで児童相談所のレベルがあまりにも低かったこともあり、どちらに動いても良い方向になると思う。今まで児童相談所は少ない職員で仕事をやりすぎてきたことがある。できるだけはやってくるように、児童相談所は子どもが虐待で死まで至らないようにしていくことが大事であり、子ども安全保障機関に特化した方が良い。

9) 西澤 哲（大阪大学・大学関係者）

児童相談所の動きを一括しては言えないし、地域によってかなり温度差がある。実際に窓口は市町村であるということで丸投げにしている児童相談所もあるだろう。市町村の規模も、中核市から2～3万人の小さい市町村までというように差があり、市町村で全部対応できる体制でもない。全然専門職がいない地域もあるが、保健師や看護師に負担させ少人数で、虐待ケースに理解がない人が対応しているのが現状である。実際に市としてやれるのかが、それぞれの地域に温度差がある。様々な問題があり、それが過渡期の困難だろう。今の時期はプラスとマイナスの変化は言えないと思う。

もう一回仕切り直しが必要である。市町村はそのことだけを担うことができないので、できる市町村とできない市町村が分かれてくる。できない市町村とできる市町村の子ども福祉システムのあり方に差が出てくるだろう。市町村というまとめ方ができなくなって、それぞれ裁量に応じた細分化が起こると思う。

私は市町村に下ろすということには反対の立場であったので、プラスの変化はあってもみていなかつた可能性はある。しかし泉大津市の場合は、既に法改正の前から実施していた。たと

えば、泉大津市が中心になって要保護児童対策地域協議会も以前から行っていたので、今は後付けのような形になっている。市はまったく判断しないことで、事務的に動く中でケース振り分けは市の主管課ではなく、協議会の各専門家がケースの振り分けをすることになっている。そこには児童相談所の人も入っていて、泉大津市の相談窓口の専門職員が一緒に協議をし、ソーシャルワークの方向を決める。それによって虐待ケースでの児童相談所への通報件数は半分程度に減った。既に市のレベルで対応をしてきた現状がある。児童相談所の負担は本当に協議していく必要がある。すべてのケースを拾いあげると、ケースは膨大にはなるが、実施しないと先に進んでいかないことになる。今回の法改正によるシステムの変更については先行事例として泉大津市がある。最初の頃はどこにおいても業務量は倍増するだろうし、その中で様々な困難が起こることが予想される。

10) 松原康雄 (明治学院大学・大学関係者)

住民や関係機関の認知が法改正の内容を十分把握するにいたっていないため、児童相談の体制が変わらほど大きな影響はでていない。

神奈川県は相模原市と鎌倉市をモデル市に指定して相談体制の充実のためネットワーク事業を行っている。相模原市では「子どもと家庭の相談室」を新設し、半年で60件あまりの相談を受けてきている。そこでは児童相談所に措置をしたケースはゼロケースである。元々市町村で対応されるケースが同じように市町村で対応されているという感覚であるので、措置を伴わないケースを相模原市が対応して役割分担しているとは言いがたく、ある種の児童相談所とのすみわけができつつあるともいえない。相模原市の管轄の児童相談所での相談件数は減っていないためである。4月以降に大きな変化があったとはいえない。

11) 家常 恵 (徳山大学・児童相談所関係者)

虐待ケースに関しては、児童相談所はフットワークを徹底的にしていくべきである。児童相談所のこれから課題として、子どもの人権と生命が脅かされる問題については対応を強化すべきであり、他方、障害児関係は市町村レベルでやっていくべきである。

市町村が児童相談全般の機能を強化することは非常に良いことである。県と市町村双方がもう少し時間をかけながら、児童福祉分野の相談体制を確立していくかなければならない。試行錯誤の段階では双方が一緒につめていくことも仕方がない。

12) 家村昭矩 (市立名寄短期大学・児童相談所関係者)

小手先の改革に終わらないために、児童福祉司の専門職化、児童相談所の専門性を維持できる人事体制、研修システムの整備を同時に図ることが重要ではないかと考えている。優秀な職

員が児童相談所に定着できるシステムが、各自治体任せではなく、法制度上整備をされる必要がある。

今後、児童相談で力を発揮する市町村が出てくることが予想される中で、現状のシステムでは児童相談所の相談支援における力量の低下が懸念される。

13) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

小さい変化はあるかもしれないが、大きく言えば現在のところは、あまり変化はない。虐待の通告を市町村も受けるから児童相談所のケースが少なくなったかというと、そんなことはない。宇治児童相談所でいえば、去年より少し増えている。変化といえば虐待絡みで市町村から援助依頼や送致が何件か出てきていることだろう。

当然、市町村が自分のところで引き受けるという構えがどれだけできているかということとも絡んでくる。児童相談所が、通常のいろんな相談も虐待ケースもやらないといけないことに変わりない。

相談の受付から援助の流れということで言えば、今のところ表面上は、児童相談所の動き方として、大きく変化したということはない。

14) 才村 純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

児童相談所というのは都道府県格差が大きいので一概に言えない。プラスの変化がみられる児童相談所もあるし、マイナスの変化がみられる児童相談所もある。

児童相談所のほうでこれから相談体制はどうあるべきなのかといったビジョンをしっかりと描かないといけない。そして、そのビジョンに沿って市町村を支援していくかなければならない。ビジョンがなければ、押し付け合いになってしまい、その結果、子どもが死亡するということも懸念される。したがって、まずは児童相談所がそのビジョンを描かなければならない。そのビジョンを描いている児童相談所もあるし、全く描ききれていない、なんでも市町村にやらせるというところもある。そういうといった極端な傾向がみられる。

市町村の相談体制を考えるときに児童相談所の体制を抜きにしては考えられない。今回の改正で求められているように、児童相談所がより高度な専門性が必要なケース、家族再統合などに取り組んでいこうと思えば、今の体制では無理である。したがって、児童相談所の量的確保、質的確保（専門性の向上）は緊急の課題である。それとあわせて市町村の体制の強化を図る必要がある。つまり、市町村と児童相談所の両方の体制強化を図らないと、今回の改正は絵に描いた餅になってしまう可能性がある。

15) 木村百合（大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者）

児童相談所にきている相談でも、市を巻き込んで連携をしていくために、いろいろな点でプ

ラスマイナスがある。プラスでは市町村との連携が強くなり戦力が増えたということ、マイナスでは後方支援の業務が増加し、市町村との連携調整に時間がかかることがある。

4月以降の動きは、全体としてはよかったですのではないか。現在は、過渡期ではあるが、市と児童相談所が今後スムーズに連携できればマイナス面は少なくなっていくのではないか。

これまで時間的・人員的な制約もあり、児童相談所で継続的に関わることができない軽微なケースでも、市のほうで関わることができるようになるととてもいいと思う。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

本センターの体制について言うと、虐待対応班に児童福祉司が1名増員、地域の担当も2名増員されたので、より細かく支援ができるようになっている。だが新しい人が増えるということは、それだけ経験年数の平均が下がるということなので、プラス・マイナス両面がある。

これから児童相談所もどうなっていくのかもわからないし、児童相談所にもいろいろな形ができていっているように聞いている。総合相談所ではなくなっていくような流れも出てきている。京都市では子どもの障害が児童相談所から分離し、大人の障害とともに発達相談所で扱う形になったと聞いている。児童相談所もそれぞれ、徐々に変わってくるのではないだろうか。だから全体としての評価は10年くらい先にならないとわからないだろう。

滋賀県では、障害の関係では早くから市町村が自立していたので、健診後の精密検査というのを20数年前からやっている。3歳半健診の後の精密検査は、25年くらい前に年間に時々ある程度で、その後できた1歳半健診の精密検査に関しても、児童相談所は一切ノータッチだった。児童相談所は不登校や非行、虐待に集中してきた。

また、職員の体制の問題や抱えるエリアの問題によっても違いはてくる。市や町や政令市で規模が全然違う。政令市は一つの行政組織で、親分が一人だから、まだうまくいくんだろうというのが私の感覚だったが、政令市の人からは各区ごとに個性があると聞く。また、中核市のレベルの児童相談所では後方支援などなくとも児童相談体制は完結するのではないかと思う。相談体制に限って言えば、中核市規模が住民にとって一番メリットがあるのでないか。いまの基準で言えば、5、6万人に1人のワーカーとして、最低でも5、6人の児童福祉司が配置されることになる。5、6人いれば、1つのチームになって互いに研鑽していくので専門性を維持する事ができるのではないか。そこに心理職を置いて一時保護所があれば完結する。さらに保健と福祉と教育がうまくリンクしたらスムーズなのではないか。

そう考えると滋賀県には4か所の児童相談所がいる。県がもう少し小さいレベルで児童相談所を作ればいいがそれは無理な話のようであるが。仮に人口30万人の大津市が中核市として児童相談所を作ってくれたら、そこで30万みてもらえる。県は2か所で50万人強ずつをみればよくなる。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

児童家庭相談体制としてはプラスへの変化であるし、今後、プラスにしていかなければならぬ。そのためには、市町村に適切な人材配置が望まれる。児童と家庭支援に対する学問的背景をもった人材の配置と、児童と家庭支援に関するトレーニングが求められる。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

意識的に移行できるものは移行していく、そのような中で児童相談所が担わなければいけないことは担っていく、ということが必要である。児童相談所は法改正の主旨に沿った役割分担に積極的に動いたらしいのではないか。

19) 阪本博寿 (清心寮・児童福祉施設関係者)

一時保護委託から措置委託に切り替わるケースが増えており、児童相談所の総合診断の機能が低下しているように思われる。社会診断、行動診断等が不十分であり「援助計画」「自立支援計画」「評価」の流れがつくりにくい。

例えば、健康診断、集団生活の説明等、施設に一時保護委託をする場合のルールづくりが必要に思われる。アドミッションケアの充実が課題であると思われる。

児童福祉司は増えていると思われるが、児童福祉司の技術の未熟さが目につく。保護者や親権の問題で関係機関が集まりケースカンファレンスを開いても、マネージメントができなくなっている。スーパーバイズをする人の存在も見えない。

対応が困難なケースで施設職員と話し合っている最中にいちいち携帯電話で上司に相談をしたり、「所に持ち帰って後日返答します」といった対応がよくみられる。

20) 飯田進 (堀川愛生園・児童福祉施設関係者)

大きな変化はない。法28条がらみで施設入所してくる子どもたちの親と児童相談所の関係がそのまま施設まで持ち込まれるケースがある。親としてはやはり子どもを奪われたという気持ちになっており、施設まで来てもめている。そういうケースを見ると、きちんと児童相談所は親にきちんと説明しているのかと疑問に思ってしまうケースもある。ここ数年、親と児童相談所と施設の協力関係が難しくなっているように感じている。また近年、精神的な疾患を抱えている親が増えており、児童相談所のワーカーの力量も問われるケースが多くなっている。しかし、児童相談所の現状として、ベテランのワーカーを配属できるわけではないので、非常に難しい現状にあると認識している。日本は他の国と比較してもワーカーの担当ケース数も多く、法が変わっても実際の場面で変化できるかというと、難しいであろう。今年の4月から新しい法が施行されているが、その4月以降、各市町村では順次研修が行われていた。4月からと言われても、市町村はどう動けばいいのかわからない状態で完全に機能できる状態ではない。幸

い保健師がいて助かっている市町村も多い。相談窓口を市町村という住民に近いところで対応しようという理念は望ましいが、今はまだ不十分である。特に町村に至っては、ソーシャルワークを学んでいる人がいないのではないか、と危惧している。

児童相談所も最近は子どもへのソーシャルワークを施設に任せきりということはなくなつた。しかし、そのあり方が担当する職員の質、ワーカーの力量で差が出てしまつてはいるのが現実である。施設では一つの問題に対して、職員の間で共通理解を持つことが求められる。ソーシャルワークのあり方にピンキリがあり、援助の格差を生み出すことになつてはならない。その格差をいかに縮めるかが課題であり、その点は児童相談所でも同じであろう。

今回の法改正で新たに定められた28条による施設入所による2年ごとの措置見直しによつて、難しいケースも出てきている。家庭裁判所との手続きの煩雑さが課題になるのではと危惧している。子どもの思いをきちんと受け止めた見直しがなされるように、施設も児童相談所も気をつけなければならない。

施設側からすれば、児童相談所と施設が同じ目標や基準で、子どものケアに取り組んでいける仕組みがあるとありがたい。うちの施設では、ボーイズタウンというところで取り組まれてきている子どもの自立度を計るチェックリストや他の自立支援計画で使われているチェック項目を参考に施設独自の自立度のチェックリストを作っている。こういったものを活用しながら、児童相談所と施設が統一した見解で子どもへのケアを行つていける仕組みが望ましいと考えている。

カリフォルニア州のオレンジ郡では、児童相談所に併設する形で情緒障害のある子たちのケアのあり方を研究している。そういう取り組み方が今後の児童相談所の目指すべき方向ではないか。

21) 喜多一憲 (名古屋キンダーホルト・児童福祉施設関係者)

児童相談所の市町村に対するバックアップや指導もあり、児童養護施設協議会としても申し入れはしてあるが、実体的にはなかなか出来ていない。市町村の方が戸惑いをもつてていると思う。児童相談所としては要保護児童対策地域協議会に対し、年内の数値目標をあげ、全部立ち上げてほしいという意気込みはある。以前より、児童相談所は市町村に対する働きかけは良くなっていると思うが、縮小ということも懸念する。

22) 桑原教修 (舞鶴学園・児童福祉施設関係者)

プラスの変化、マイナスの変化と具体的に挙げられる段階ではまだないと思っている。実感として、(相談体制が)市町村に下りて、今は逆に大変になったのではないかと感じている。市が積極的に進めていくようになるまでの過程では、児童相談所がアシストというか、後押しをしていかなくてはいけないのではないかと感じている。今の段階では児童相談所の負担が増えているのかなという感じがしている。舞鶴学園では平成17年4月より児童家庭支援セン

ターを開設した。そのため児童相談所とやり取りする機会が増えた。お互いの情報交換の機会はスムーズになったが、全部機能するかというと、まだ児童家庭支援センターも力をつけていくとしている段階だし、市町村に相談に行くというシステムを市民が理解しないといけないが、現状はまだ定着していない。児童相談所から相談を市町村に振って、実際に市町村の相談体制が機能しているかというとまだそうではない。

舞鶴市では子育て支援課が教育委員会の中に設置されている。ここが市としての相談を担っていく窓口になる。しかし、結局は児童相談所にケースが行く、児童相談所が動かないと発展していく段階だと感じている。今は児童相談所がエネルギーを使わないといけない段階。

舞鶴学園では、支援センターを開設してからは、舞鶴市も含めて連絡会を持つようになった。必要であれば他の関係者、学校や保健所なども参加する。その中で役割を確認しつつやっている。児童家庭支援センターと児童相談所の連絡会、あるいは児童家庭支援センターと児童相談所と舞鶴市の連絡会を月1回実施する形が定着しつつある。そこに他の関係機関が必要に応じて参加する段階。来月は児童家庭支援センターを会議の場所にすることも検討している。市の職員の中には、児童養護施設がどのような施設であるかを把握していない人もいるので、そういう方に施設について理解していただくためにも（センターを会議の場所にすることは）一定の役割を果たせると感じている。児童家庭支援センターの相談員についても、相談の受付のノウハウをあまり持っていないので、児童相談所に協力していただき、研修や学習会に参加させていただいたり、ケース会議に参加させていただいたりする中で、ケースの援助の流れを学ばせてもらっている。

入所中の個別のケースはもちろん、地域のケースについても上がりやすくなったを感じている。たとえば、舞鶴学園について、児童家庭支援センターについて、どのような役割を担っているか知っている方が、同じ地域のある家庭の状況、この場合は母親が家を出てしまったため子どもの養育ができない状態になっていた事例だが、この家庭の情報を知らせてくださったため、児童相談所に通告でき、施設措置につながったこともある。

23) 側垣一也 (三光塾・児童福祉施設関係者)

児童相談所内部としては変わった点があるのかも知れないが、施設側には児童相談所の機能の変化が見てこないのが実情である。

24) 伊達直利 (旭児童ホーム・児童福祉施設関係者)

各市町村について、要保護児童に対するケアがある程度出来るようなケア体制を、協議会の中にドッキングする等、現在存在する各機関の機能をうまく生かしながら、早急に対策を立てる必要がある。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)